

様式第6号(第10条関係)

一般廃棄物処分業許可証

住所 桐生市広沢町5丁目4714番地

氏名 明盛宏産 株式会社

代表取締役 山野井 清朗

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり一般廃棄物処分業を許可する。

令和4年9月15日

太田市長 清水 聖義



許可番号	6
氏名又は名称	明盛宏産 株式会社
住所及び代表者氏名	桐生市広沢町5丁目4714番地 代表取締役 山野井 清朗
営業所の所在地	太田市吉沢町2709番地3
一般廃棄物の種別	木くず
新規又は更新の区分	更新
許可の有効期間	令和4年9月25日 から 令和6年9月24日 まで
許可の条件	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を遵守すること。・一般廃棄物(木くず)をリサイクルを目的に処理(チップ化等)すること。